

国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程を次のとおり改正する。

現行	改正																			
<p>第2章 本則 (職員宿舍貸付料の額) 第13条 本学職員宿舍及び職員宿舍に附属する駐車場の貸付料の額については、<u>国立大学法人東京農工大学宿舍取扱要項により算定した貸付料を徴収するものとする。</u> 2月の途中で入居又は退去した者についての貸付料は、<u>月額を日割り計算で算定するものとする。</u> (宿舍修繕維持経費) 第13条の2 本学が所有する宿舍の修繕に要する費用は、<u>次のとおりとし、当該宿舍の区分に応じて料金を徴収するものとする。ただし、国立大学法人東京農工大学宿舍取扱要項附則第2条第1項に該当する場合は徴収しない。</u> (金額単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="206 836 1037 1225"> <thead> <tr> <th>宿舍名</th> <th>標準月額 宿舍修繕 維持経費 (一戸当 り)</th> <th>平成 17 年度</th> <th>平成 18 年度</th> <th>平成 19 年度</th> <th>平成 20 年度以 降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>府中第2職 員宿舍・小 金井第2職 員宿舍</td> <td>3,200</td> <td>1,000</td> <td>2,000</td> <td>3,200</td> <td>3,200</td> </tr> <tr> <td>府中幸町宿 舎・府中第4 住宅</td> <td>4,100</td> <td>1,000</td> <td>2,000</td> <td>3,000</td> <td>4,100</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) なお、<u>宿舍修繕維持経費は、平成17年度から月額1,000円を上限として、標準月額宿舍修繕維持経費となるまで、毎年度加算していくものとする。ただし、加算額の累計と標準月額宿舍修繕維持経費の差が、1,000円未満となる場合には当該年度に加算する。</u></p>	宿舍名	標準月額 宿舍修繕 維持経費 (一戸当 り)	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度以 降	府中第2職 員宿舍・小 金井第2職 員宿舍	3,200	1,000	2,000	3,200	3,200	府中幸町宿 舎・府中第4 住宅	4,100	1,000	2,000	3,000	4,100	<p>第2章 本則 (職員宿舍貸付料の額) 第13条 本学職員宿舍及び職員宿舍に附属する駐車場の貸付料の額につ いては、<u>国立大学法人東京農工大学宿舍取扱要項(以下「<u>宿舍取扱要項</u>」 という。)に定める。</u> <u>(削る)</u>  (宿舍修繕維持経費) 第13条の2 本学が所有する宿舍の修繕に要する費用として<u>宿舍修繕維持 経費を徴収するものとし、徴収額については、<u>宿舍取扱要項に定める。</u></u>  <u>(削る)</u></p>	
宿舍名	標準月額 宿舍修繕 維持経費 (一戸当 り)	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度以 降															
府中第2職 員宿舍・小 金井第2職 員宿舍	3,200	1,000	2,000	3,200	3,200															
府中幸町宿 舎・府中第4 住宅	4,100	1,000	2,000	3,000	4,100															

附 則 (経教規程第42号)

この規程は、平成26年7月7日から施行し、平成26年4月1日から適用する。